

3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
消毒車	<p>消毒剤等の薬剤を散布等するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消毒剤等を収納する容器及び消毒剤等を散布等するためのポンプ、噴射ノズル等の設備を有すること。</li> <li>2 ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</li> <li>3 消毒剤等を散布等するための装置は、ノズル部の伸縮及びバルブの開閉等が行える構造であること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒剤等の薬剤は積載量として算定するものとする。</li> <li>・1の噴射ノズル等の設備は車両重量に含めるものとする。</li> <li>・家庭用薬剤散布器、携帯用薬剤散布器、及びこれらに類似するものは、1の設備には該当しないものとする。</li> </ul>